

運用報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 4 月 20 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

投資法人名 サムティ・レジデンシャル投資法人

(コード番号 3459 東証不動産投資信託証券市場)

代 表 者 の 執行役員

役 職

氏名 (署名)

川本 哲郎

当投資法人の執行役員である 川本 哲郎 は、当社の平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの第 5 期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下のとおりです。

I 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、資産の運用につきましてはサムティアセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、その他一般事務に関しては、資産の保管に関する業務及び機関運営に関する事務につきましてはみずほ信託銀行株式会社に、投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、投資証券の発行に関する事務、投資主に対して分配する金銭の支払に関する事務及び投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務については三菱UFJ 信託銀行株式会社に、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務及び納税に関する事務については、税理士法人平成会計社に、投資法人債に関する事務につきましては株式会社新生銀行にそれぞれ委託しております（以下総称してあるいは個別に「一般事務受託者」といいます。）。

Ⅱ 資産運用報告の作成プロセス

一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社にて投信法等に規定された様式等にしながら、必要な情報を加味した上で資産運用報告案を作成しております。また、かかる資産運用報告案は、平成30年4月19日開催の本投資法人役員会で承認されております。

Ⅲ 不実の記載がないと認識するに至った理由

1. 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で審議を行い、必要に応じて調査を実施しております。
2. 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人より、会計に関する記載内容について監査を受け、その結果、重要な指摘事項がないことを確認し、平成30年3月15日付で投資信託及び投資法人に関する法律第130条に規定される監査証明を受領しております。
3. 一般事務受託者により適切に作成、提出された会計帳簿及び資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該運用報告書が作成されていることを確認しております。
4. 資産運用会社の取締役会は、本投資法人の資産運用他業務全般についてその担当部門から定期的に報告を受けており、当該運用報告書は前記取締役会の承認を受けていることを確認しております。
5. 運用資産の状況等、本投資法人に関する重要事項については、本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認しております。
6. 資産運用会社において、投資家保護の観点から情報を適時・適切に開示するためのディスクロージャーに関する規程等の社内体制が構築されており、適切な情報開示が実施されております。

以上